

# 1. エコアクション21とは

エコアクション21は、全ての事業者が、環境への取り組みを効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、取り組みを行い、それらを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、**環境省が策定したガイドラインです。**

エコアクション21ガイドラインに基づき、取り組みを行う事業者を、審査し、認証・登録する制度が、エコアクション21認証・登録制度です。

## 2. 認証までの、環境施設組合の取り組み



1. エコアクション21に取り組む

① 環境施設組合では、平成22年度から、環境省のエコアクション21ガイドラインに基づいた取り組みを始めました。

平成23年1月5日には、環境施設組合として「エコアクション21宣言」を職場内で行いました。



2. 審査を受ける

② 平成23年3月に、環境省のエコアクション21ガイドラインに基づいた取り組み状況についての審査を受けました。

審査をする方は、財団法人地球環境戦略研究機関から1人派遣され、3月22日に書類審査、3月28日～29日の2日間が現地審査でした。



3. 認証・登録される

③ 環境施設組合は、ガイドラインに基づいた取り組みが行われていると認められ、中央事務局に認証・登録されました。

そして、平成23年7月11日に、認証・登録証が発行され、ロゴマークが使えるようになりました。

## 3. 認証・登録事業者 = 78件(沖縄) / 6558件(全国)

例示) 財団法人沖縄観光コンベンションビューロー【2011. 3. 31認証】

有限会社光和エンジニアリング【2011. 1. 11認証】那覇市

株式会社カイ総合設備【2011. 1. 11認証】那覇市

株式会社南風原整備センター【2009. 12. 8認証】南風原町 など

## 4. 自治体・行政機関の登録 = 51件(全国)

例示) 東京都荒川区役所、東京都西東京市役所、兵庫県加西市役所、静岡県牧之原市役所

福井県小浜市役所など

**県内地方公共団体での認証は“環境施設組合”が初!!!**